

一般財団法人 臨床試験支援財団
教育・育成活動支援委員会規程

(目的)

第1条 一般財団法人臨床試験支援財団（以下、「当財団」という）の教育・育成活動を支援するために、教育・育成活動支援委員会を設ける。

(委員会の構成)

第2条 本委員会の委員は、当財団の理事及び評議員の若干名で構成し、理事長が委嘱する。委員長は委員の互選により、理事が担当する。

(委員の任期)

第3条 本委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第4条 本委員会は必要に応じて開催する。本委員会は委員長が招集する。

(委員会の役割)

第5条 本委員会は、教育研修会の企画・運営や、課題となるテーマに関して、現状調査、問題点の把握、意見収集等を行い、今後の活動方針を検討する。

2. 必要に応じて、「CRC と臨床試験のあり方を考える会議」（以下、「CRC あり方会議」という）で報告または議論するセッションを設けることを提案することができる。

(タスクフォースチームの設置)

第6条 本委員会は、理事会で承認されたタスクフォースチームを設置することができる。

2. タスクフォースチームには、タスクフォースリーダー1名を置くものとし、本委員会の委員がその任にあたる。タスクフォースリーダーは、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3. タスクフォースチームのメンバーは、本委員会メンバーの他、当該タスクの検討課題に関して専門性を有するとして推薦された者も参画することが出来る。

4. タスクフォースチームの人選に当っては、本委員会で推薦し、理事会の承認を得る。

5. タスクフォースチームの会議は、必要に応じて開催する。当該タスクフォー

スチームのリーダーが招集する。

(規程の変更)

第 7 条 本規程の改定は、評議員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 本規程は 2016 年 8 月 1 日よりこれを施行する。

2016 年 7 月 27 日 理事会・評議員会承認